

グループホーム白山

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人新潟勤労者医療協会（以下「事業者」という。）が運営するグループホーム白山（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある認知症の高齢者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切かつ円滑な指定認知症対応型共同生活介護等を提供することを目的とする。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の運営の方針

第2条 利用者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

3 前項のほか「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第89号)・介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第93号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(基本理念)

第3条 本事業所における基本理念は、次のとおりとする。

1. 認知症を持った高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援・活動をすすめる。
2. 地域に根ざした保健・医療・福祉のネットワークを生かした交流や共同の取り組みを大切にし、高齢者にやさしい地域づくりをすすめる。
3. 入居者の立場に立ち、人権を尊重した運営を行う。
4. 高齢者の立場に立って、福祉・医療制度の向上に努力する。

(認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の一体的運営)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム白山
- (2) 所在地 新潟市中央区上大川前通二番町148番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定認知症対応型共同生活介護等の事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1人

利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえ、援助の目標、目標達成のための具体的なサービス等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従業者 5人以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(入居者の定員及び居室数)

第7条 入居者の定員、共同生活住居の数、居室数は次のとおりとする。

- (1) 入居者の定員 9人
- (2) 共同生活住居の数 1
- (3) 居室数 9室

(認知症対応型共同生活介護等の内容)

第8条 認知症対応型共同生活介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- (2) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
- (3) 入居者が入居のできる具体的なサービスの内容は以下のとおりとし、事業者は、これを入居者及び家族に説明する。行政の手続きは、原則として家族が行う。
 - ① 日常生活に必要な「仕事」（調理、買い物、洗濯、清掃など）を、入居者自身の手で行うため、また入居者が互いに助け合って共同生活を営むための支援
 - ② 食事、排泄、入浴、整容、口腔衛生などの身の回りのことへの支援
 - ③ 健康管理及び服薬管理への支援（医療機関等との連携あり）
 - ④ 可能な範囲での受診の付き添い
 - ⑤ 非日常活動（教養娯楽など日常生活に必要な「仕事」以外の活動を言う）
※但し、入場料、交通費等の経費がかかる場合は自己負担とする。
 - ⑥ 生活の相談

⑦ 家族への情報提供等

- 2 事業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たり、次の点に留意するものとする。
 - (1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。
 - (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
 - (3) 認知症対応型共同生活介護等は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
 - (4) 共同生活住居における介護従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - (5) 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護等の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - (6) 事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
 - (7) 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。
 - (8) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(認知症対応型共同生活介護計画等の作成)

- 第9条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画等を作成しなければならない。
- (2) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - (3) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画等を利用者に交付しなければならない。
 - (4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画等に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画等の変更を行うものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護等の利用料等)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護等の利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第126号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第128号）」に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が介護保険法に定める給付制限を受けている場合は、当該給付制限の内容に従うこととする。

2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

①食材料費 ②家賃 ③光熱水費 ④その他 日常生活において、通常必要となる費用で、入居者が負担する事が適切と認められる費用。実費

(1) 月の途中における入居及び退居については日割り計算とする。

(2) 利用料等の支払いは、1か月毎に計算し、発行する請求書に基づき、翌月25日までに銀行口座振替にて、支払うものとする。

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がなく、入院治療を要しない者とする。

2 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 騒音をたてるなど他の入居者の迷惑になる行為を行ってはならない。

(2) 建物内の禁煙を守る。

(3) 共同生活の秩序を保ち、入居者の安全を守るため、介護従事者の指示に従う。

(4) 共同生活の秩序を守って送らなければならない。

(5) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(6) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

3 事業者は、利用者の所持金その他貴重品を保管はいたしません。

(退去時の援助)

第12条 事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

2 入居者が、次に掲げる事項に該当する場合には、退居の扱いとする。

(1) 入居後入居者の状態が変化し、第11条2項が遵守されない場合

(2) 入居者又は入居者の代理人が正当な理由なく、事業者を支払うべき入居者負担金を2か月以上滞納した場合

3 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと

ともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業所の職員は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市、利用者の家族、その他関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情等への対応)

第16条 事業者は、認知症対応型共同生活介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるものとし、その概要を利用者及びその家族に文書により説明しなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、当該苦情が認知症対応型共同生活介護等のサービスの質の向上に資するものとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に対して市及び国民健康保険団体連合会等が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、利用者が苦情の申出を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(非常災害対策)

- 第17条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。
- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
 - 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密の保持)

- 第19条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。また職員が雇用契約を終了した場合においても同様とする。
- 2 事業者は、前項に定める者が正当な理由なく秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成等において、利用者又はその家族の個人情報等を用いる場合は、利用者又はその家族からあらかじめ文書により同意を得るものとする。

(衛生管理等)

- 第20条 事業者は、その利用者の使用する食器その他設備、食材及び飲料について、衛生的な管理を行うなど衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

第21条 事業者は、提供する指定認知症対応型共同生活介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

(1) 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護等について知見を有する者等とし、おおむね2月に1回以上開催するものとする。

(2) 事業者は、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。またその内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

2 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流を図らなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第22条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の各号に定める必要な措置を行う。

(1) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、担当の職員のみでは行わず、事業所全体としての判断が行われるように、あらかじめ手続きを定めておく。

(2) 本人やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

(3) その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(4) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

(職員の研修)

第23条 事業者は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定認知症対応型共同生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備し、次の各号に定めるとおり研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業者は、高齢者虐待防止について、職員への周知徹底や継続的な研修を実施するなど、

必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

（協力医療機関等）

第24条 入居者の日常的な健康管理は、在宅支援診療所である舟江診療所の協力により行うこととする。そのため、入居時には、健康診断を受けるとともに、主治医からの診療情報提供書をもとに、健康状態の把握を行う。

2. 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のための連携及び支援体制を介護老人保健施設 入舟 ととる。

3. 入居者の口腔衛生等は、在宅歯科診療所 さくら歯科の協力により行うこととする。

入居者には、歯科検診を受けるとともに、主治医からの診療情報提供書をもとに、口腔衛生状態の把握を行う。

（記録の整備）

第25条 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画

（2） 提供した具体的サービス内容等の記録

（3） 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 利用者に関する市町村への通知に係る記録

（5） 苦情の内容等の記録

（6） 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

（7） 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附則

この運営規程は令和5年1月1日から施行する。

令和6年2月1日 一部変更とする。

令和6年4月1日 一部変更とする。